

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○江崎委員長 次に、階猛君から発言を求められております。階猛君。

○階委員 おはようございます。民主党の階猛です。

臨時国会、引き続き法務委員会に所属させていただきますましたので、谷垣大臣、政務三役の皆様、よろしく願います。

きょうは、資料をさまざまお配りしておりますけれども、まず最初、谷垣大臣がまだ当選三回目のときに書かれた、中央公論の一九八七年四月号に掲載された論文をお出ししました。

「われら自民党議員「スパイ防止法案」に反対する」という題名がついておりまして、この「われら」というのには、今、自民党でいいますと、大島理森代議士であるとか、今回の特定秘密保護法案に反対の意思を表明している村上誠一郎代議士も含まれております。

私は、質問に入ります前に、ここはざっくりばらんにお聞きしたいんですが、党の進めていこうとするスパイ防止法案に対して、こういう公の雑誌で反対の意見を表明されるということは、なかなか若手議員として勇気の要ることではないかと思っております。この論文を出したときに、どういう党内からの反発なり、あるいはさまざまな意見なりというのがあったのかどうか、それから、この法案については最後まで反対を続けられたのか。

こんなことをお聞きしますのも、去年、ちょうど谷垣大臣が自民党総裁でいらっしやったところに例の社会保障と税の一体改革法案をめぐって、民主党の中でもけんけんがくがくの議論をしました。私は、三党協議による修正の合意に基づく修正案というのが、民主党のよって立つ社会保障改革を骨抜きにしかねないということで反対の立場を表明しまして、この論文、谷垣先生も当時、逐条で批判を書かれたというふうに書かれていますけれども、私も逐条で、党内の議員向けに、ここはこうだからおかしいということを書いて、私は私のような意見は顧みられることなく、三党合意で法案が通ったということがあったわけです。

そのような私の経験上、谷垣先生も当時いろいろな御苦労がございましたのかなど。ここは、大臣というよりも議員として、当時どういような御苦労があったのか、また、反対の立場を貫かされたのかということをまず質問に入る前にお聞きしたいと思えます。

○谷垣国務大臣 大分古いことでございますので、私も余り記憶ははっきりしていません。

しかし、当時のスパイ防止法は、内閣法ではなく、議員立法として、推進が必要だとおっしゃる方々がそういう議論をされていたわけですね。当時は、党内でも相当大きな議論でございまして、反対だという方も相当多かったわけです。

特に、余り苦労した覚えも正直言っていないんですが、結局、その法案は廃案に、廃案になったのか、あるいは提出に至らなかったのか、記憶がはっきりいたしません。結局、現在に至るまでその法律は成立されてなかった。

私、今、その中身も、実は、もう二十数年前に書いたもので、今回の資料に、階委員から出していただきましたけれども、ちよつと朝早くてそこまで目を通す余裕がなくて、中身も十分正確に記憶しているかどうかわかりません。ただ、この問題を考えますときに、当時は情報公開法もなかった、それから公文書管理法のようなものもなかったわけですね。やはりそういうものとの整合性が必要であるという議論をした記憶がございまして、現在の状況とは若干違うかな、こんなふうになっております。

○階委員 余り苦労がなかったということであれば、それはそれでうらやましい限りでありまして、私は当時、大変な思いをしまして、今も国会議員でいるのが不思議なぐらいなことも経験しました。ただ、さはさりながら、やはり国会議員である以上、党内で決められる、あるいはこれから決め

ようにすることについて、国家、国益のため、あるいは国民のために、これはおかしいということであれば、敢然と自分の持論を主張していくというのは非常に大事なことだと思っております。私は、そういう意味で、今回、この論文を拝見しまして、反対するということではなくて、その中身についてもしっかりとことが言われていて、多分廃案になったとおっしゃいましたけれども、その廃案になった大きな要因としてこの論文があるのではないかとこのように思いました。

そういう意味では、谷垣大臣、当時は三回生、今の私も三回生ですけれども、非常に若手の中ですばらしい活動をされてこられたんだというふうに私は思います。

その上で、この論文、まだ朝早くお読みになつていないということなのですが、私は、その中身について、すばらしいものがあると思つた理由を何点か言いますけれども、まず、一ページ目の最後の方に、「わが国は、自由と民主主義の下で、今日の繁栄を築いてきた。今後も自由と民主主義を国政運営の柱としなければならぬ」というのは、日本国民の揺るぎなき信念であろう。このような国家体制を前提とする限り、国政に関する情報は、主権者たる国民に対し基本的に開かれていなければならない。国民が、国政に関する情報にアクセスすることは自由であるのが原則なのだ。そして、この国政に関する情報に、防衛情報が含まれることも論を俟たない。」。

その下の段ですけれども、「なんでも秘密だ」というのでは、自由の原則が崩れてしまう。例外的

認定は限定的でなければならぬのだ。まして刑罰で秘密を守ろうという場合は、よくよく絞りをかけておかないと、人の活動をいたずらに萎縮させることになりかねない。」ということ、全く私も、一〇〇%この考え方に賛同いたします。

私は、この中で、自由と民主主義を国政運営の柱とする以上、こういう立場をとるということなんです。まさに自由民主党でございますから、自由と民主というのは一番の価値を置いている党なんだと思います。

その点でいいますと、今回の特定秘密保護法案ですが、自由の中でも、表現の自由を支える知る権利をないがしろにしかねないということと、それから、民主主義ということ、民主主義である以上、行政の情報ほかでもない国民全体の共有財産だということ、アクセスできるのは当然だということに思っています。

自由と民主を掲げる自由民主党の総裁であった谷垣大臣であれば、今もこの見解に基づいて、特定秘密保護法については敢然と批判するということはあつていいと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○谷垣国務大臣 先ほど申し上げたこと、ございますが、やはり全体の体制というものの中で個々の法案も判断されなければならないと私は思っております。

先ほど申し上げましたように、当時は、情報公開というようなものの基本的な仕組みもできておりませんでした。それから、現在は公文書管理というの、法案ができております。

そういうものがあるところとないところでは、考え方が、今もおっしゃったような縛りのかけ方というの、私はかなり違ってくるのではないかなと考へておりました。先ほど引かれたような、当然、私も、現在なお自由民主党におりますから、自由と民主主義を基本とするというのは現在でも当然のことであると思っておりますし、基本的な原則は今も同じことだと思っておりますが、個々の法律をめぐる環境といいますが、個々の法律の具体的な部分に対する評価というのは、当時とは少し違ってきているところがあると思っております。

○階委員 もうちょっと、特定秘密保護法案にかかわる部分についてこの論文とのかかわりを具体的に聞きますと、二ページ目の右側の二段落目、「法案の基本的な思想は、防衛秘密は守らなければならないということである。それが、国民の自由という原則の例外であるという認識は稀薄である。だから防衛秘密を守るためには、本来のスパイ行為のみならず、たまたま手段が相当でなかった情報収集活動や過失による秘密漏示行為まで処罰しようとする。」ということなんですが、ここで指摘されている「手段が相当でなかった情報収集活動」ということについて言えば、今回の秘密保護法でいうと、例えば、取材行為に関しては、著しく不当な方法を二十一条二項で処罰しておりますし、取材行為以外の一般の情報収集行為に関しては、違法行為に必ずしも当たらない、その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為というものを処罰する二十三条というのがあります。

したがって、「手段が相当でなかった情報収集活動」を今回の特定秘密保護法案で処罰しようとしている点、それから、過失犯については二十二条の四項、五項に明文の処罰規定がある点、この谷垣大臣の論文からすると、今の部分については少なくとも問題があると思うんですが、この点について御見解はいかがですか。

○谷垣国務大臣 私がもう一つ今考えておりますことは、たびたびそういうようなことも委員会でも申し上げていると思いますが、その任にない者が公の場で議論をすべきではないということももう一つ私は信条として持っております。

もちろん、内閣というのは合議体でございますから、内閣の決定については私も共同して責任を負わなければなりません。しかし、今所管の大臣は森まさこ大臣でいらつしやる。したがって、現にそうやって提出される法案について、私はこの委員会で私の個人としての考えを申し上げる立場にはないと思っております。ぜひ、階委員におかれましては、森まさこ大臣と議論をしていただけたらありがたい、このように考えております。

○階委員 ただし、閣議決定の場合、大臣もこの法案について了とするか否かというのを議論されたと思うんですが、その閣議では賛成されたと思えますが、賛成された理由についてお聞かせ願えませんでしょうか。

○谷垣国務大臣 これは、先ほど申し上げましたように、私、当然賛成したわけでございます。

それで、賛成した理由は、先ほど申し上げたように、当時と情報公開あるいは公文書管理のあり

方が相当変わってきている、そういう中では個々の要件の判断も変わってきている、こういう考え方で私は賛成をしたわけであります。

○階委員 もうちょっと踏み込んだといえますか、よりその個々の問題点に対してどう考えるかということをお聞きしたいと思うんですが、例えば、もう一つこの論文の中で書かれてあることとして注目すべき点、二ページのやはり右側の方の一番下の段ですけれども、「どんな行為が処罰されるかは判決が出るまでわからないというのであれば、人は「ヤバイかも知れない」と思った途端にその行動を（本来許されている行為かも知れないのに）トーン・ダウンさせるであろう。このような萎縮効果のつきかさねこそが、自由な社会にとって一番問題なのである。」と。

まさに、この萎縮効果ということについても、例えばこのページの左側の方にも書いていますけれども、「この法案については、ジャーナリストの取材活動への制約や一般人にまで処罰が及ぶことへの警戒は語られるが、自由であるべき政治活動が制約され、萎縮するのではないかという点も私は危惧する。」というところで、我々政治家の政治活動も萎縮するのではないかというような危惧もこのとき表明されているわけですね。

こうした点からも、やはり特定秘密保護法、どんな行為が処罰されるかということでは、特定秘密がどのように指定されたのかというのは、情報を入手する方からはわからない。また、一旦情報を入手した、例えば政治家が入手したときに、その情報は、これは国政上重要だからといって、

党内で共有して議論できるのかということも、処罰されるのかどうかということもわからないわけです。あるいは、取材に応じてそれを語るのも許されるのかどうかということではないか、今の中、まさに萎縮効果ということでは、今回の法案についても多分に問題があるのではないかと思っております。

この萎縮効果という点について、谷垣大臣はどのように判断され法案に賛成されたのか、教えてください。

○谷垣国務大臣 萎縮効果という問題は、何と云うんでしょうか、民主制の運用の中で極めて大事だと、現在、私も依然としてそう考えております。ただ、細かなことは、細部にわたっては森大臣にお聞きをいただきたいと思いますが、その点で、私がこの文書を書いた当時から比べますと、いろいろな配慮が払われているというのが私の認識でございます。

今、委員のお問いかけとはちょっと離れるかもしれませんが、当時の考え方と私の考え方が若干違ってきている点の一つでございます。

それは、野党自民党の総裁をしておりましたときに、なかなか野党として、与党のやっておられることにどう判断していくか、具体例は申し上げませんが、判断が難しいことがしばしばございました。それで、特に外交とか安全保障に関する問題であります、ある意味で、野党として欠点を指摘することはいろいろできます。欠点をつくことができますが、いろいろな大きな事情から、内閣総理大臣から、野党の党首として、例えば本当に機

微な情報まで共有しながら協力を求められたときには、また考え方が違ってくるかもしれないなど思いながら仕事をしております。

恐らく、安全保障情報なんかになりますと、例えば同盟国から提供されるような極めて機微な情報もあるかもしれません。しかし、野党党首として、それに関しては何らの秘密保持の義務も負っていないわけですね。そういうものでは、野党の党首が、与党の、つまり内閣の、政府の人たちと判断を共通にしながら協力していくことができるだろうかと、そういう制度は必要なのではないかという問題意識を私は野党総裁のときに強く持ちました。

今回のこの法律がすぐにそれに応えるものではなく、むしろ国会法の問題になるのかもしれないと思っておりますが、そういう形で、つまり、当時の政治状況は、与党は与党、野党は野党で、それがずっと続いている状況でございました。余りそういうことを恐らく野党の方も意識されなかったのかもしれないと思います。しかし、政権交代というものが起こって、野党党首としてはそういう問題意識を非常に持つようになったということは申し上げておきたいと思えます。

○階委員 私は、制度よりもやはり信頼関係というのがまず前提としてないと、幾ら制度として秘密漏えいを防止しようとしても、やはり政治家同士の信頼関係がなければ絵に描いた餅に終わると思っております。多分、谷垣大臣が野党自民党の党首だったときは、そういう信頼関係が築けるという前提があったからそういうお考えにもなった

のかもしれませんが、それが、未来永劫そういう政治家が党首かどうかというのはわかりませんので、今言ったようなことが常に一般論として当てはまるのだろうかという思いはちよつとしました。

その上で、我々は、やはり原則に立ち戻って、谷垣大臣もこの論文に書かれているように、情報公開が原則だということで情報公開法の改正に努めてまいったわけです。我々が政権のときに、私も政務官として携わったわけですけれども、資料二というもの、通し番号でいうと三ページですが、こちらをごらんになっていただきたいんですが、我々がやろうとした情報公開法の改正の概要。これは今度の国会でも特定秘密保護法案と並行して審議される予定と伺っております。

きょう、ちよつとざっくり説明しますと、国民の知る権利の保障ということで、開示情報を拡大し、手数料を見直し、開示決定の期限を短縮し、不開示の場合の決定には理由をちゃんと記し、それから、不開示を不服として情報公開訴訟になった場合には、インカメラ手続、あるいはポーン・インデックスという資料を出させるなどとして、情報公開訴訟を実効的なものにしよう、こういうものに我々が政権のときに取り組んできました。これを整えた上で、本当にやむべからざる事情がある場合には秘密の保護というのも考えればいいと思っております。まず前提として、こういった情報公開法改正に取り組むべきではないかと思っております。

この情報公開法改正について大臣としてどのよ

うにお考えになるのか、御見解をお願いできますでしょうか。

○谷垣国務大臣 私も、情報公開というものの充実は非常に重要だと思っております。ただ、今議論になっておりますことは、情報の中には、公開することが国益に必ずしも合致しないというものがある、それをどう扱うかということで議論がされているわけです。

それで、今の現行の情報公開制度は、かつてとは随分進んできておりますが、さらに何が必要かということについては、私は、法務大臣としては、所管外のことでございますから、今所見を申し上げることは差し控えたいと思えます。

○階委員 確かに、情報公開法は、総務省なり、今回移管されて内閣府ということも議論されていきますけれども、情報公開法それ自体は所管外だと思っておりますが、この中で、情報公開訴訟にインカメラ手続を導入する、あるいはポーン・インデックスという資料を出させるということも含まれておりますので、その部分については法務省もかわると思えますので、その部分に限ってでもいいので、御見解をお聞かせください。

○谷垣国務大臣 これは、またそういう御相談があれば、当然、総務省とも、法務省としてよく御相談に乗っていくことだと思えますが、現在、特別申し上げるように見解をまとめていくわけではありません。

○階委員 では、その点については、今後また国会の中でも、別の委員会でも議論になると思えますので、よろしくお願いいたします。

次のテーマに移らせていただきます。

私は、震災で、津波で大きな被害を受けた岩手県の議員でございまして、震災の復興にこれまで取り組んでくる中で、やはり、今も仮設住宅に何万人も暮らしているらっしゃる、この方を早く、落ちついた、居心地のいい住まいに移っていただく、これが喫緊の課題であるというふうに認識しております。

ただ、そのために一つ大きな障害がありまして、一つだけではないかもしれませんが、私にとつては最大の障害ということで受けとめていまして、すけれども、リアス式海岸で、狭い平地はほとんど浸水して住めない状況になっている、その中で、どうやって移転先、新たに住居を構える先を確保するのかということで、復興をするための用地の確保というのが一番の問題だと思っております。

ただでさえ土地がない中で、山を削って高台を整備したり、あるいは低い土地であればかさ上げしたりということをしていかなければいけないんですが、そのような土地を確保していかなくてはならない。これは非常に自治体の方でも苦労されています。

今回、復興庁が中心となって、新しい用地取得加速化プログラムというものをまとめられたわけですね。この資料でいいますと三を見ていただきたいんですが、表題には、「復興事業のための様々な特例措置、運用改善策を講じることにより、所有者が不明の土地などの取得を飛躍的に加速化」とありまして、幾つか矢印があつて、それぞれの方策を書いております。

まず、土地の権利者を調査した上で、所有者がわかれば用地取得交渉をする。その場合には、権利者調査や用地取得事務の補償コンサルタント等への外注を推進するか、実務支援チームで市町村をきめ細かく支援してやっていくということかと思っておりますが、問題は所有者等が不明の場合でございまして、二つやるべきことがある。一つは、財産管理制度の活用である。それからもう一つは、土地収用制度の活用である。

後者の点についてはこの委員会とはちよつと離れますので、私は、前者の財産管理制度の活用ということについてきょう議論させていただきたいと思っております。

ここで、財産管理制度の活用ということの具体的な中身については、次のページにも書いておりますけれども、端的に、これは政府参考人の方からでも結構なんですが、従来の財産管理制度の運用と比べてどのように改善されたのかということをお説明いただけますでしょうか。

○深山政府参考人 まず、財産管理制度における管理人候補者の拡大ということがございます。法務省としては、被災三県の地域の弁護士会、司法書士会に対する財産管理人候補者の推薦依頼を行なっておりまして、約五百名の弁護士及び司法書士を不在者財産管理人の候補者として確保しているところでございます。

また、裁判所から聴取したところによれば、各家庭裁判所における運用上の工夫として、復興事案に関係する自治体の不在者財産管理人の選任申し立てにつきましては、不在者の従来の住所地、

これが本来の申し立てる裁判所ですが、のみならず、買い取り対象不動産の所在地の家庭裁判所への申し立てを認めること、また、一般的に添付書類としてさまざまなものを要求してはいますが、添付書類としては、買い取り対象不動産のみを記載した財産目録の提出を許容するといった柔軟な対応をとつて、迅速な審判に向けた努力をしているということでございます。

こうした迅速な審判に向けた努力のほか、各家庭裁判所では、「財産管理制度の利用に関する Q & A」を作成して自治体に周知するというような活動をしてきておりまして、こういった運用上のさまざまな工夫の結果、不在者財産管理人の選任申し立てから選任までの期間は、通常の事案ですと一カ月程度かかるところが一週間ないし二週間程度に短縮していますし、不動産の買い取りに必要となる不在者財産管理人の権限外行為の許可申し立ての手続につきましても、申し立てから許可までの期間は、通常の事案ですと三週間程度かかるものが一週間程度に、それぞれ短縮しているという形で改善が進んでいると承知しております。

○階委員 今、従来長くかかっていたものが大分期間が短縮されますというお話だったんですが、その前提としては、財産管理人の候補者である弁護士さんとか司法書士さんに容易にアクセスできること、それから家庭裁判所での審理がすぐに行われること、つまり裁判官がいることだと思っておりますけれども、資料の通し番号五ページで、「加速化プログラムの具体的内容」ということで幾つか箱がありまして、上から四つ目の箱に、

「財産管理人の候補者の確保・拡充」という見出しで、岩手県は百五十七人ということが書かれております。

弁護士、司法書士の中で財産管理人の候補者がこれだけいると、何となく十分じゃないかというふうに思われるかもしれませんが、私は岩手県なので、地域の事情を申し上げますと、岩手県の場合、東北新幹線沿線、つまり内陸の方は縦にたくさん弁護士とか司法書士さんがいるんですが、被災地であります沿岸、リアス式海岸に沿ったところにはほとんどいないと思うんですね。

その点について、まず事実関係として、沿岸にどれだけの弁護士さん、司法書士さんがいるのかということをお教えいただきたいのと、それから家裁の支部とか出張所についても、久慈市とか宮古市とか大船渡市にしかないというふうに認識しておりますけれども、それぞれについて、常駐の裁判官というのはどれだけの数かということをお事実関係として教えてください。

○深山政府参考人 まことに申しわけないんですけども、今手元で、私のところでわかるのは、岩手県について、弁護士さんが六十三名、司法書士さんが九十四名が候補者として確保されているということ……（階委員「それは聞いていない」と呼ぶ）それで、その内訳ですよね。その地域ごと、あるいは都市ごとにどういう配置になっているかということは、申しわけないんですけども、今ちょっと手元に資料がございません。

○階委員 恐らくそんなことだろうなと思って私も聞いたんですけども、やはり、本当にこれが

短期間でワークするというためには、そこまでちゃんと調べた上で言っていたかかないと、百五十七という数字だけをひとり歩きさせるのは私は問題だと思えます。

それから、裁判官の常駐の数字もわからないんですか。これは最高裁かな。

○深山政府参考人 もちろん、最高裁に聞けばすぐわかることなんですけれども、私自身は今手元に正確な数字を持っておりません。

○階委員 そういう具体的に、弁護士、司法書士、裁判官へのアクセスが本当に可能かどうかということをおちゃんと関係省庁である法務省とかあるいは最高裁の方でも調べていただいた上でこういうプログラムをつくっていただかないと、また被災地から不満が上がってくる。いつも後手後手で、不満が上がってくると、またそれに対応ということになるので、私はそういう姿勢は問題があると思っております。

その上で、私が申し上げたかったのは、このようにアクセスが容易かどうかというのが判然としない、そうであれば、やはりなるべく不在者財産管理人が少なく済むような、もし不在者財産管理人が、例えば、一つの土地に対して権利者が複数いて、その複数の権利者が行方不明だった場合に、現行制度だと普通は不在者一人一人について管理人を選ぶんですけれども、これが少なくて済むようにするために、一人でも足りるといようなことにすれば、司法書士、弁護士、裁判官が少なく中でもこういう財産管理制度を円滑に進めることができると思うんです。

そういう複数の不在者に同一の不在者財産管理人を選任する運用をするべきではないかと思っておりますけれども、この点について、大臣からお願いいたします。

○谷垣国務大臣 できるだけ不在者財産管理人の数を減らして有効に働いていただこうという御提案でございますが、例えば共同相続人の中に複数の不在者がいる場合、これは利益相反があるということも多々あるわけですね。したがって、そういうことを考えますと、原則としては不在者ごとに異なる管理人が選任される仕組みに今なっているわけで、それは十分な根拠があるのではないかと私は思っております。

それで、確かに今委員がおっしゃったように、岩手県の沿岸部でどれだけすぐに人が確保できるかというのは、私ももうちょっとよく勉強してみなければわからないんですが、けさ、こういう御質問をいただいて、事務当局に聞いてみますと、今、不在者管理人が三十件ぐらい被災地で選任されているということのようでございます。

それで、問題は、それがもつともつとどんどんふえてくるのか、あるいはどこまで必要性があるのかということでございます。

確かに、盛岡にはいるけれども久慈にはいないとかいうことになるアクセスは若干難しいところがあるかもしれませんが、今三十件程度ということであれば、先ほどの数字の上ではかなりまだゆとりがあるのではないかと私は思っております。直ちにそういう利益相反があるような場合に一人の管財人に絞らなければならないという状況

では、そういう必要性があるのかなというのは、私は、委員の御質問にもかかわらず、まだ十分得心はできていないんです。

それから、遺産分割がまだ終わっていない場合に、同一の管理人が複数の不在者を代理することになると、利益相反、先ほど申し上げたように、十分に保護することができなくなるので、これは引き続き財産管理人の選任状況もよく見ながら、不足が見込まれる場合どうするかというのは、もう少し我々も具体的に詰めて考えたいと思っておりますが、直ちに一人の管財人に絞る必要があるのかどうか、ちよつとまだ私は十分得心していませんという状況でございます。

○階委員 三十人というのは、恐らく自治体を選任を申し立てているケースだと思えますけれども、これから先、民間の方でもいろいろな土地の売買とかが行われてくる中で、同じように行方不明の権利者がいる場合というのものもあると思うんですね。そうしたところでも、不在者財産管理人を選ぶことが問題になってきます。

また、自治体の方でも、この間、釜石の鶴住居というところでモデルケースをやって、不在者財産管理人の申し立てをどうやってスムーズにしていくなかということを検討して、ようやく結論が出たばかりですので、これからそのモデルケースを広めていくという段階ですので、これからが本番になってくると思うんですね。

ですから、今の段階で足りているとはいっても、これからどんどん不在者財産管理人のニーズというのは高まっていくので、足りなくなってしまう

を打つのではないかと、早目早目に手だてを講じなくてはいけないと思っております。

それで、運用では不可能だということで、資料四、通し番号でいうと六ページから七ページというところをごらんになっていただきたいんです。

民主党の中で被災地の議員が中心となって、議員立法で、土地の処分の迅速化に関する法律案というのをつくりました。この通し番号六ページの一番外に、「復興整備事業に係る不在者財産管理人に関する民法等の特例等」ということで書かせていただいております。

これは、不在者財産管理人が要するに利益相反という問題があるがために個々の権利者ごとを選任されなくてはいけないというネックがありますので、私どもは、民法百八条という利益相反を防ぐための規定について特例を設けて、利益相反が生じる状況では、類型的に生じる場合はあるけれども、この場合、つまり、復興のための用地を取得するという大きな公益的な目的があれば、共同相続人全体の利益を害さないような手だてを講じた上で、不在者財産管理人は一人でもいいですよというような仕組みを設けようとしたわけですね。

このような制度を新たに設けることについて、この委員会ではなくて復興特別委員会の方で、前国会で私は質問したわけです。それで、根本復興大臣の方から、そういう制度が可能かどうか、理論上しっかりと詰める必要があるというふうに答弁されたので、法務省の方に、何がこの制度をつくる上で支障になるのかということを尋ねたとこ

ろ、次の資料五というところなんです。法務省民事局から回答が来しました。

ここで言っているのは、まず、通し番号八ページのところですと、真ん中あたりですけれども、「しかし、土地等の財産を共有する複数の不在者に同一の不在者財産管理人を選任することは、遺産分割以外の場面であっても、原則として双方代理の規定の趣旨に反することから相当でないところ、遺産分割協議は、以下のとおり、共同相続人等の間で利害の対立が先鋭化しやすい場面である」ということで、以下、具体的な利害対立が先鋭化しやすい場面を挙げています。

ただ、私どもとしては、この双方代理の規定の趣旨に反するというところは重々承知の上でその特例措置を設けようとしているわけでありまして、この規定があるから問題で、だめなんだというのは、私は、ちよつとためにする議論ではないかと思っております。

次のページ、通し番号で九ページの最後に、下から三、四行目に、「仮に、第六条第一項」この第六条第一項というのは、私どもの法案で、さつき指摘した民法の百八条の特例を設けるといふところなんです。仮に、第六条第一項を設けたとしても、選任された弁護士等不在者財産管理人に不可能を強いることにならないかが問題となる」というふうに書かれていますけれども、そこは、不在者財産管理人が、彼らの任務としては、法律に基づいて、利益相反の類型的に生じる場合ではあるけれども、公益のためにちゃんと仕事をやるんだということを認識してもらえれば、特段

問題ではないというふうを考えております。

こういうような見解をちゃんと法務省民事局というクレジットが入った形で出してきたことに對しては非常に敬意を表しますけれども、ただ、ちよつとこの中身では私は納得しかねておりまして、何とか、被災地の切実なニーズに因應するために、制度の見直しということについて大臣の方でも検討そして実行に進んでいただけないかということをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 階委員の問題意識は、今御説明をいただけてよくわかりました。今の階さんのお話も、民法百八条の趣旨は趣旨としてもちろんあるんだけれども、より大きな公益目的のために、それを乗り越えることが必要ではないかという御議論ですよね。

ただ、私は、百八条はただ漫然と置かれているのではなくて、やはりそこに利害対立が生じて、その法務省の意見書にも書いておりますが、實際、選任されたけれども、その利害対立を全く無視するわけにはなかなか代理人としてもいかなない場合が多いし、それではかえって紛争が拡大してしまうという場合も多いのではないかと、今このころは、委員の御意見にもかわからず、今のところはそういう考えております。

そうしますと、委員の問題意識にお応えするのは、先ほど、やはりもつとそういう財産管理人になるような方にアクセスをしやすくする、あるいはその数を確保する、そういうことによつて物事が滞らないようにすることがまずやるべきことかなというふうに考えておまして、先ほど

おつしやつたように、三十件弱というのは、ちよつと階さんのお感じになつているところとは違つたのかもしれない。我々もさらにそこはよく見て、これは裁判所や司法書士会やあるいは弁護士会に働きかけるといふこともさらにやらなきゃならぬのかもしれない。その辺はよく見ていきたいと思つております。

現状では、階委員の御議論でございますが、ちよつとそこるところ、我々はまだ踏み切れないものを感じております。

○階委員 確かに、リスクという点でいえば、不在者財産管理人、利益相反の立場に置いたときに、なかなか個々の不在者の利益を守れないんじゃないかということはあるのかもしれない。

ただ、一方で、では、一人に一人、不在者財産管理人を選んだからといって、行方不明者の利益をしっかりと守れるのか。私は、どつちにしると言つたらちよつと語弊がありますけれども、不在者がどういう権利を持っているのかということはないかな。周知されない、また知り得ないことだと思つていますから、複数選んだからといって、どれだけその利益の保護に資するのかということがあつて思つています。

であるとすれば、やはり被災地の復興、今本当に、復興を加速化するというところで、安倍内閣でも最優先で取り組むということですから、やはりここは復興を最優先にして、今申し上げた問題についてはこちらと前に進めるべきではないかというふうに思ふんですが、改めてどうでしょうか。

○谷垣国務大臣 要するに、権利者の意思が明確

でない場合にどう進めていくかという問題ですよね。

確かに、所在不明の方、それから生死不明のよつな方々の問題はどうかという問題は、単に不在者財産管理人を置くというだけではなかなか解決しない問題があり得るだろうとは思いますが。しかし、そこまで今、踏み込むことができるのか。やはりその不在者財産管理人を活用するところまでしかまだ私どもの頭は行つていないことも事実でございます。そのあたりは、きよまの階委員の問題意識も、私ども、頭の中に置きまして、さらに問題点はどこにあるのかということはおよく研究してまいりたいし、見てまいりたいと思つております。

○階委員 ありがとうございます。ちよつと論点がずれませんが、被災地で、地権者の中には御高齢の方もたくさんいらっしゃいます。それで、身寄りがない方とかもいらっしゃる程度利用されているのかということをお聞きしたいんです。

きょう、ちようど昼に、日本司法書士政治連盟の院内集会というのがあつて、成年後見制度利用促進法について皆さんに広めたいということもあるようですが、その前ぶれというわけでもないんですけれども、被災地の中での成年後見人の利用状況について、おわかりになつていないことを教えてください。

○深山政府参考人 高齢の地権者のうち、どの程度の者が成年後見制度を利用しているかというこ

とについては、実は正確なデータは把握しておりません。そういう形で統計数字がありません。

ただ、成年後見制度全体の利用状況については最高裁判所の方で把握していて、事務総局の家庭局が実情調査というのを毎年やっておりますけれども、二十四年中に後見等が開始された者、これは、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見の本人と全部含みますが、この総数が一年間で三万一千四百五十六人でございます。これは、男性が一万二千六百二十九人、女性が一万八千八百二十七人と、女性の方がちょっと多くなっております。

この一年間で後見等が開始された者のうち、六十五歳以上の高齢者が占める割合は、男性については八千四百十九人、割合で約六六・七％、女性については一万六千二百二十七人、割合にして八六・二％でございます。これは全国的な数字でございます。

細かく言えば、被災地の、被災三県それぞれについてのデータもございしますが、とりあえずは、まず全国はそういう傾向で、被災地もほぼ同様、細かく言えばともかく、ほぼ同様の傾向でございます。（階委員「人数は」と呼ぶ）

同じく二十四年で、被災地、被災三県で、例えば盛岡、つまり岩手県では、男性が八十八名、女性が百六名、後見等が開始していますが、そのうち高齢者が占める数ですけれども、男性については五十四人、女性については八十三人でございます。

○階委員 大臣におかれましては、高齢社会でござ

いますし、被災地でもこういう問題は起きると思っておりますので、成年後見人の制度についてもよろしく御賢察、お願いしたいと思っております。次のテーマに移ります。死刑制度についてお聞かせください。

まず、事実関係ですけれども、谷垣法務大臣になられてからの死刑執行の状況を教えていただけますか。

○福田政府参考人 谷垣法務大臣が御就任になりましたのが昨年の十二月二十六日であったと思いますが、御就任後、本年の二月二十一日に三名、本年四月二十六日に二名、本年九月十二日に一名の死刑がそれぞれ執行されているという状況でございます。

○階委員 それで、死刑制度についてなんですけれども、ことしの五月、私は別のテーマで国連の拷問禁止委員会を取り上げましたけれども、この国連拷問禁止委員会の方から死刑制度についても勧告が行われています。それは御存じでしたでしょうか。大臣、それは御存じですか。

○谷垣国務大臣 勧告があったことは承知しております。

それから、ちょっと先ほどの答弁の中で、一部管財人と言いましたのは、不在者財産管理人の言い間違いでございますので、訂正させていただきます。

○階委員 勧告、死刑制度については幾つかあるんですけれども、一番最後の方に、死刑を廃止する可能性を検討することというのがあります。こういった勧告も受けて、大臣として、死刑制度に

ついて、廃止する可能性を検討するというようなお考えはありますでしょうか。

○谷垣国務大臣 私は、この死刑の問題については、法務省なり法務大臣が主導してこうせよああせよということではなくて、国民の中でどういう議論が起ってくるかということがまずあるべきだと思っております。私のところにも、特に死刑制度に反対される方々がしばしばおいでになりました、そのお考えも伺っております、またあるいは、死刑を既に廃止した国から大使などが来られて、そのような御意見をおっしゃることもございます。しかし、私は、今の段階は、まず国民の中でどういうふうにかこの問題について議論が行われるかをまだ見守る段階だと思っております、積極的に法務大臣として、あるいは法務省として、主導してそのような議論を進める段階ではないと考えております。

○階委員 大臣の御意見というよりは、世論の動向を見た上で決めていきたいということに聞こえたんですけれども、大臣の死刑制度に対するお考えといいますか、肯定的なのか、あるいは否定的なのかということはどうですか。

○谷垣国務大臣 まず、私は、個人の意見というよりも、法務大臣でございますから、現在の法制度の中で裁判所が判断してきたこと、これはやはりきちっと守るべきだというふうに思っております。したがって、法務大臣としては、きちっと死刑を、もちろんこれは極刑でございますから慎重に判断を加えなければなりません、執行していくことが私の職責だ、こう考えております。

その上で、死刑に関しては、もう今さら申し上げるまでもありませんが、賛成論、反対論、種々の議論がございます。これは、哲学的にやっていると尽きることのない議論があると存じますが、私は、死刑制度というものが日本の治安あるいは安心、安全を守る上で重要な役割を果たしてきたというふうに認識しております。

○階委員 私も自分の考えを申し上げますと、私は、犯罪被害者支援というのを弁護士時代からやってきました、重大犯罪で御家族を亡くされた方のお話とかを聞く機会がありまして、やはり、その被害者の方が味わった苦痛とかその御遺族の方の心情を思うときに、やはり死をもってしなければ償い切れない罪というのはあるというふうに考えております。

それを国家による殺人と見るかどうかというのは、また私は別なんだと思います。死をもって償わなくてはいけない罪があるときに、もし自分がそういう罪を犯したならばみずから死を選ぶであろうと思うんですが、なかなか人間、そんなにみずから死を選ぶということは容易でないものから、それに対して、国家があえて、本来は死をもって償うときに国家が余りかわらない方がいいのかもしれないけれども、やむを得ず国家がかかわらざるを得ないということなのかなと思っております。

ただ、国家がかかわる場合に前提となるのは、冤罪は絶対にあつてはならないということで、冤罪をなくすことをまずしっかり確保した上で、死刑執行というのは、やむを得ざる場合には行って

もしようがないのかなというのが今の私の見解です。

その上で、刑訴法四百七十五条一項というので、法務大臣が死刑執行命令をすることになっていきます。先ほど大臣は、大臣として法を守るんだとおっしゃっていましたが、要はこの条文を守るといふことなんだと思います。法務大臣が死刑執行命令をするという刑訴法四百七十五条一項の趣旨はどういうものかということ、これは事務方でも結構です、御説明いただけますか。

○福田政府参考人 刑事訴訟法四百七十五条第一項は、死刑が人の命を奪う極刑でありまして、一旦執行されると回復が不能であるということから、その執行手続を特に慎重にし、法務の最高責任者であられる法務大臣において、死刑判決に対し、改めて再審、非常上告などの非常救済手続をとる必要の有無を確かめるなど、慎重な手続をとった上で執行に移ることが相当であるとの趣旨から、死刑の執行については、通常の裁判の執行は検察官の指揮のみをもって行うとされている刑事訴訟法四百七十二条の例外を設けたというふうな解釈されているところでございます。

○階委員 死刑判決が確定するまでには、場合によっては最高裁の判断も経ているわけですね。それを、さらに慎重を期すために、法務大臣、谷垣大臣は違いますけれども、場合によっては法律家とは全然縁のないような政治家が判断して、最高裁の判断を覆すこともあり得るわけですね。

この制度について、もしこれをちゃんと、その本来の趣旨に基づいて慎重に慎重を重ねて適切な

判断をさせようということであれば、やはり法務大臣というのはそれなりに、それなりにと言ったら語弊がありますね、法務大臣としてはやはり見識が求められますし、命令書にサインするまでにいろいろ調べたり、あるいは確認したりということとは必要かと思うんです。

谷垣大臣のもとで死刑執行が行われてきたわけですが、そういう死刑執行命令を発令する際に大臣が留意されている点がございましたら、教えていただけますでしょうか。

○谷垣国務大臣 これはまず一般論になりますが、先ほど申し上げたように、法治国家のもとで裁判所が示した判断というのは基本的に尊重する必要はあるだろうと思っております。ただ、他方、これは極刑でありますから、自分なりに慎重に判断していかなければならないということも考えておかなければなりません。

それで、やや私的な感情になりますが、私は今まで死刑執行を命令してまいりまして、その都度、関係書類は非常に丁寧に読んだつもりでございます。そして、そのときに感じますことは、こんな幸せな育ち方をした人間が何でこんな凶悪なというようなことを感ずることは今まで一度もありませんでした。つまり、やはりこれは非常に厳しい成長過程を経たなと思います。だから、やや感傷的な言い方になるかもしれませんが、こういう生き方しかなかなかったのかなという思いを持つこともございます。

それで、私はもちろん弁護士の出身ではございますけれども、長い間政治の場において、練

達の刑事裁判官であるとか検察官、あるいは刑事弁護を長い間やってこられた方のそういう専門的な見識からすれば、私ははるかに劣ると自分でも思っております。

しかし、三十年政治の場にいた者が、やはりそれなりの、また裁判官や検察官と違う目で、こういう人生しか送れなかったんだなという、つまり、その犯罪者の生きざまと言うと変な言い方になるかもしれませんが、そういうものもやはり誰か理解しなければいけないんじゃないか、こういう思いで記録をできる限り丁寧に読んで、私なりに納得をして命令をする、そのことは心がけているつもりでございます。

○階委員 率直なお話をありがとうございます。

今、大臣の方からも謙虚な御発言があつて、刑事弁護の専門家に比べれば、自分はそのままでには至らないということもおっしゃっていただきました。ただ、政治家はやはり国民の代表でもありませんから、国民の目で見てもこの死刑というのはいいかどうかというのでも判断するんだと思います。

国民の目ということでいえば、裁判員制度が導入されました、まさに国民から選ばれた裁判員が今の制度のもとでは死刑判決も判断できるということなんですけれども、制度開始以来、ことしの六月までに、裁判員裁判で死刑が宣告されたのは二十人ということ聞いています。

私は、民意を反映するといえますか、国民の目で死刑を判断することであれば、大臣の死刑執行命令ということもあるわけでございまして、一般国民にも国民の目で判断させるために死刑と

いう極刑を判断させるのは、酷といえますか、ちよつと過重ではないかなと思っております。

私も弁護士出身ですので、死刑になるかどうかというときに無罪を主張するケースというのも多々あつて、無罪と死刑というのはまさに天国と地獄のような違いでございまして、しかも、そういう死刑が無罪かを争うような事件というのは、膨大な証人であるとか記録が出てくるわけでございます。それを裁判員に判断させるのは、なかなか私は酷ではないかと思つていますが、裁判員に死刑を判断させる必要性があるのかどうかということについて、大臣の御見解をお願いします。

○谷垣国務大臣 今の階委員の御意見は、裁判員制度の存在にもかかわつてくる問題じゃないかと私は思っております。

確かに、死刑が求刑されるような事件で裁判員に判断を求めるといふのは、非常に重い責任と申しますか、重い判断を裁判員にお願いすることにならざるを得ないと思つますね。しかし、裁判員制度というものは、もともと、裁判と裁判内容に対する、司法に対する国民の理解をさらに深めていくためにこういう制度を採用しようとした。そういう中で、死刑の制度というのは最もある意味では国民の関心が深い事件だと思つます。死刑を求刑されるような事件といふのは、やはり相当世間の耳目を聳動させ、人々の治安感情や何かに大きな影響があるわけですから。

裁判員制度が取り入れられるとすれば、一番国民に関心のある事件、ここに裁判員に判断を仰ぐといふのは、私は、制度を取り入れた趣旨からし

ますと、それを避けていて、果たして裁判員制度というものが十分に機能するだろうかという感じも実は持つております。

委員がおっしゃるように、確かに重い負担をお願いしているということは、私もそれはそう思います。一方、裁判員制度を取り入れるという決断をしたのなら、今のあり方は一つの方向じゃないかと思つております。

○階委員 そこはちよつと私は意見を異にするところでございまして、特に先ほどの、法務大臣の死刑執行命令という制度がある以上は、そこである程度国民の視点というのを取り入れられているのではないかと思つていますから、ちよつとそこはまた御議論させていただければと思つております。

次に、取り調べ可視化についてなんです。今、死刑制度について御議論させていただきました。死刑制度を現状存置するという立場で大臣もおられるというふうに承りましたので、そうであれば、私が申し上げたように冤罪を防がなければならぬ。無辜の不処罰と言いますけれども、そういうことを絶対に防ぐためにも、違法、不当な取り調べが行われて、虚偽の自白が起きるようなことがあつてはならないと私は思つています。

そこで、取り調べの可視化の必要性、なおのこと十分に我々は自覚して、取り組んでいかななくてはいけないと思つていますが、その点について、大臣、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 先ほどから委員が御議論されておりますように、死刑の場合、やはり冤罪という

ものがあつてはならないということが一番の基本だろうと思ひます。

それで、可視化の必要性ということをおっしゃったわけですが、現在、検察におきまして、死刑に当たる事件というのは、たしか内乱罪を除きまして全て裁判員制度の対象事件となっております、これは、今、試行ではございますが、全て録音、録画をしながら取り調べをする、捜査を進めていくという体制をとっております。

それで、録音、録画制度等のあり方については、今法制審議会で御議論をお願いしているところでございます。この特別部会がことし一月につくりました基本構想では、録音、録画の必要性が高い事件を制度の対象とするのが相当とされておりまして、その具体的な範囲は、今委員が御指摘になったようなことも含めて判断を、これから議論をされ、整理されていくものというふうに私は考えております。

この問題については、取り調べに与える影響や国民の安心、安全を求める期待にも十分に配慮しながら、バランスのとれた検討を行う必要があると思っておりますが、いずれにせよ、今法制審で議論をお願いしておりますので、私としては、そこで十分な議論が行われることを期待しながら見守っていくというのが今の私の立場でございます。

○階委員 その特別部会の審議状況について、これは事務方で結構ですので、二つお聞かせください。

まず、六月十九日の私のこの委員会の質疑で、私の方から、拷問禁止委員会で取り調べの可視化

を進めるようにという勧告が出されて、その勧告については、ぜひ特別部会の委員とか幹事の方に資料としてお渡ししてくださいということをお願いして、稲田政府参考人の方からは、それを準備が整った段階で行うという答弁でした。この点について、行われたのかどうかというのが一つ。

もう一つは、六月十九日の質疑の段階では第二十回の特別部会でしたけれども、その後の開催の状況と、どういう議論が行われているのかということも簡潔に教えてください。

○稲田政府参考人 まず、拷問禁止条約の委員会の最終見解の点についてでございますが、今御指摘の法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会におきましては、来月、十一月の七日に第二十一回の会議が開催される予定でございます。御指摘の最終見解につきましては、その会議に先立ちまして、事務当局から、特別部会の委員及び幹事の方々に対しまして各種資料を事前配付いたしておりますが、その際に、法務省において作成した仮訳をあわせてお渡しすることになっております。

現に、一部の方には既にお渡ししております。

次に、部会の進行の関係でございますが、今申し上げましたように、来月の七日に次回会議が開催される予定でございますが、六月の会議の次は実はその二十一回の十一月七日になるわけでございます。その間は、作業分科会、これは二つに分かれて分科会を行っておりますが、これがそれぞれ四回ずつ会議を持ちまして、基本構想の中で定められております検討事項につきまして、鋭意専門的立場から詳細な議論をされているという状

況にございます。その結果が第二十一回と第二十二回で報告がなされ、それを踏まえて御議論をいただくことになっております。

○階委員 私の方から、六月十九日に、もう第二十回まで特別部会が開かれて、早くこれは法制化を進めた方がいいのではないかとということも申し上げました。

それで、民主党では、きょうお配りしている資料の六、通し番号でいうと十ページということで、議員立法で取り調べ可視化法案をつくって前国会に提出しましたけれども、残念ながら廃案に終わっております。

中身を簡単に言うと、今現在試行が行われている取り調べの可視化について法制化をするということと、これに加えて、取り調べ状況の録音、録画の努力義務を全ての事件について課していく。それから、被疑者が逮捕、勾留されている事件において被疑者が申し出た場合に、捜査機関による取り調べ状況の録音、録画を義務化する。それから、これは大臣から御批判を受けましたけれども、逮捕、勾留されていない被疑者及び参考人について、みずからによる取り調べ状況の録音を可能とするということなどを盛り込んだ法案です。

残念ながら、この法案はまだ、廃案になっていきますけれども、今政府の方でも検討を進めているようでございますが、前回の質疑の段階では、取りまとめの時期とかあるいは法制化の時期について、大臣からは、まだ申し上げる段階に至っていないという御答弁でしたけれども、今この時点で、法案化の大体の時期とかいうことをお示しい

ただけることは可能でしょうか。

○谷垣国務大臣 申しわけありません。法制審議会、この部会の議論が、いつの段階で、どのようにまとめられるか、まだ私としてお答えできる段階ではございません。

○階委員 ぜひそこは早急に、村木さんの事件が起きて、取り調べの可視化を進めていかななくてはいけないということが世の中で大きな意見となってきたから大分たちますので、進めていただければと思っております。

次のテーマですけれども、ちよつと次のテーマは時間の関係で割愛しまして、また犯罪被害者支援については別の場で御議論させていただければと思います。

今国会でやはり私は早急に手当てをしなくちゃいけないというのは、非嫡出子の相続分の民法の規定の違憲判断については是正措置をとるといふことだと思っております。

大臣が所信的挨拶で、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とするなどの措置を講ずる法律案を今国会で提出する予定と述べましたが、まだ提出されていないようです。その時期というのは、会期も短いわけですから、いつごろを考えていらっしゃいますでしょうか。

○谷垣国務大臣 法務省としては、ああいう最高裁の決定を受けまして、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の二分の一とする部分を削ること等を内容とする改正法案を今国会に提出しようと、今準備を進めているところでございます。

それで、提出時期ということですが、

現在、手続を進めている最中でございまして、まだ具体的な提出時期をいつだということとはちょっとはつきり申し上げにくい段階でございしますが、速やかに提出できるように努力してまいりたいと思っております。

○階委員 報道とかで漏れ伝え聞いているところによると、自民党の中で反対意見があるということだそうですね。

ただ、法案の成立がどんどんおくれていくということになると弊害があるのではないかと思っておりますが、その法案がおくれた場合の弊害について、これは事務方で結構ですので、どういうことが考えられますか。

○深山政府参考人 問題になっていきます民法の規定は、相続に関して私人の間の法律関係を規律する規定でございまして、今回、この規定が違憲と判断されたわけですが、この規定をそのまま放置するということになりますと、国民にとつては、相続に関して従うべき準則が不明確になる。条文上は二対一というのが残っていて、しかし裁判所は、これは違憲、無効であつて、裁判所に行けば一対一になる、こういう状態で、国民の間に混乱を引き起こすということになりかねないと思っております。

こうした国民生活への混乱といった弊害が生ずることが想定されるために、法務省としては、速やかに改正法案を今国会に提出できるよう努力しているところでございます。

○階委員 ですから、早く提出するということだと思ふんですね。

確かに、立法府に属する個々の議員は、いろいろな見解があるでしょう。また、提出された法案が通るかどうかはその議員の賛否によるとは思ふんですけれども、ただ、行政府としては、最高裁に違憲判断された法令を放置しておくということでは、やはり憲法上問題があるのではないかと思っております。

なぜならば、憲法七十三条の一号ですか、法律を誠実に執行するのが内閣の義務だというふうになつておりますが、違憲の法律を誠実に執行するというのは、九十八条一項あるいは九十九条の、憲法が最高法規で、違憲とされる法令には効力がない、あるいは憲法尊重擁護義務を全ての公務員が課されるということに抵触するというふうに思われますので、これを行政府としては早く閣議決定して国会に提出するというのが正しいあり方であつて、自民党の中の状況がどうであれ、それは国会の中の話として、行政府としては、すぐ国会に提出して、この委員会の場で議論に付するといふのがあるべき姿ではないかと思っておりますが、この点、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 最高裁判所で法令違憲の判断があつた場合には、行政府としては、その趣旨に従つた措置をとることが期待されているというふうな考へております。また、内閣法制局においても、過去に同様の見解を述べていると考へております。ただ、今委員のおっしゃつたように、直ちにおっしゃいましたが、議院内閣制のもとでどのようになつたのかというの意を形成していくかというのは、やはり手順、段取りが必要だと私は考へております。

今はその手順を速やかに進めるように努力しているところですので、今申し上げられることはそこまでございますが、努力をさらに継続したいと思っております。

○階委員 まず、違憲と判断された法律を行政府が誠実に執行するということはあり得ないこととでございますので、早くこの矛盾を解消していただくように、行政府として対応していただければと思っております。

あと、平成八年、ちよつと古い話ですけれども、法制審議会の答申では、非嫡出子の相続分規定の見直しのほか、再婚禁止期間の短縮や選択的夫婦別姓制度の導入についても盛り込まれたということとを聞いておりますけれども、これについて、つまり、再婚禁止期間の短縮や選択的夫婦別姓制度の導入については大臣はどのようにお考えになるのか。

安倍内閣のもとで女性の活躍の場を拡大しているということと成長戦略の柱としてうたわれているようにすけれども、それとの関係でいうと、特に選択的夫婦別姓制度というのは女性の活躍の場の拡大にも資するのではないかと思えますが、この点について、大臣、どのようにお考えになりますか。

○谷垣国務大臣 委員がおっしゃるように、確かに法制審議会が過去にそのような答申を出されているということは私も十分承知しております。

ただ、今回考えておりますのは、先日の最高裁決定、要するに民法九百条第四号ただし書きの規定をめぐる問題で、まず法案を、改正の案をお出

ししたいと考えております。そして、違憲状態を速やかに是正していきたいと考えているわけでございます。そのため、今おっしゃったような案件については、一緒に行うということは今のところ考えておりません。

そして、これらの問題はいずれも、我が国の家族のあり方であるとか、そういった問題に深くかわる問題でありまして、国民の間にも多様な意見があると思えます。その辺を含めて十分に検討しなきゃならないことだというふうに考えております。

○階委員 それでは、最後のテーマですけれども、法曹養成制度改革について少しお聞きします。

資料七をごらんになってください。通し番号でいくと十一ページなんですけど、「法曹養成制度改革の推進について」。

二十五年七月十六日の決定でございますけれども、この法曹養成制度改革の推進についてということなんですけど、法曹養成制度改革は、司法制度改革の中で一旦行われた。ところが、それが現実的にうまくいかなかったということで、今、それを見直そうとされていると思っております。

そういう中で、この文章の「はじめに」の下の方を見ますと、「法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していく」というくだりがありますけれども、何かこれは、今の法曹養成制度ではうまくいかなかったというのを余り十分に認識されていないというか、反省が生かされていないように思うんですけども、何かこの

文章についておかしいというふうに思いますが、この点はいかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 法曹養成制度につきましては、現在、法科大学院ごとの司法試験合格率のばらつきが随分甚だしいではないかと、あるいは法曹志願者が全体として減少してきているんじゃないかというように、さまざまな指摘がされているわけでございますが、今までのいろいろ検討してまいりまして、ことしの七月に、先ほど委員が読み上げられた「法曹養成制度改革の推進について」ということを関係閣僚会議で決定したわけでございます。

それで、この中では「法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ」ということを書いておるのが、反省が足りないじゃないかということでございます。

私も、確かに問題はたくさんあると思えますが、あのとときの改革は今までの養成制度に比べてかなりドラスチックな改革でありまして、そこに今、従来の制度とのつながりや何か、いろいろな問題が起きていることは事実だと思っておりますが、基本としてのプロセスということは維持していくというのが、やはり今までの議論の結論といえますか流れでございます。私どもは、その上で問題をできるだけ速やかに解決していきたい、こう考えているわけでございます。

○階委員 時間が来ましたので、法曹養成の問題についてはまた次回ということで。

本日はありがとうございました。